

大 個 審 第 2 9 号
(答 申 第 7 0 号)
平成16年12月21日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成16年12月20日付け母子第345号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件においては、本人が死亡時生後2歳5ヶ月の幼児であるとともに、申出者が本人の親であり最も関係の深い遺族であること、本人の生前は法定代理人（親権者）として開示請求権を有していたこと、また、医師からの病状、治療等に関する説明も申出者に対して行われ、申出者は本人の病状、治療等に関する情報について知る立場にあったことから、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、府立の医療機関（府立母子保健総合医療センター及び府立急性期・総合医療センター）の名称、医師・看護師等の職員に関する情報については、府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であることから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
しかしながら、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、上記以外の医療機関及び検査機関の名称並びに医師・看護師等名が識別され得る部分については、当該医療機関及び検査機関並びに医師等の同意を得た上で提供することとされたい。
- 3 申出者に関する各々の個人情報については、必ずしも相互に了知しているとはいえない場合にあつては、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。
- 4 申出者以外の親族に関する個人情報については、申出者から収集し、申出者双方が了知していると認められるもの以外については、当該人の同意を得た上で提供することとされたい。